

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第48号

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
第13条 附属機関の名称、担当事務及び所管する組織は、次のとおりとする。					第13条 附属機関の名称、担当事務及び所管する組織は、次のとおりとする。				
附属機関		所管する組織			附属機関		所管する組織		
名称	担当事務	部	局	課	名称	担当事務	部	局	課
(略)					(略)				
静岡県 公立大 学法人 評価委 員会	地方独立行政法人 法（平成15年法律 第118号）第11条第 2項の規定による 公立大学法人の業 務の実績に関する 評価その他同法に よりその権限に属 させられた事項の 処理に関する事務	(略)			静岡県 公立大 学法人 評価委 員会	地方独立行政法人 法（平成15年法律 第118号）第11条第 2項の規定による 静岡県公立大学法 人及び公立大学法 人静岡文化芸術大 学の業務の実績に 関する評価その他 同法によりその権 限に属させられた 事項の処理に関す る事務	(略)		
(略)					(略)				
静岡県 観光審 議会	(略)	(略)			静岡県 観光審 議会	(略)	(略)		
公立大 学法人 静岡社 会健康 医学大 学院大 学評価	地方独立行政法人 法第11条第2項の 規定による公立大 学法人静岡社会健 康医学大学院大学 の業務の実績に関 する評価その他同	健康福 祉部	政策管 理局	健康福 祉政策 課	公立大 学法人 静岡社 会健康 医学大 学院大 学評価	地方独立行政法人 法第11条第2項の 規定による公立大 学法人静岡社会健 康医学大学院大学 の業務の実績に関 する評価その他同	健康福 祉部	政策管 理局	健康福 祉政策 課

		委員会	<u>法によりその権限</u> <u>に属させられた事</u> <u>項の処理に関する</u> <u>事務</u>			
静岡県 社会福 祉審議 会	(略)	静岡県 社会福 祉審議 会	(略)			
(略)		(略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。